

発監理第 41 号  
令和4年12月13日

株式会社 川田組  
代表取締役 川田 尚昭 様

七尾市長 茶谷 義隆

### 指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が工事等関係者事故を起こしたことは誠に遺憾である。よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。

今後はかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい。

#### 記

1 指名停止の期間	令和4年12月13日から 2週間 令和4年12月26日まで
2 指名停止の理由	令和4年11月18日、中能登農林総合事務所発注の「令和4年度県営ほ場整備事業（機構関連型）西谷内・古江地区 調整池付帯工事」において、吸水槽設置のための足場設置作業中、作業員が安全帯を付け替えるため一時的に外し、移動した際に足を踏み外して墜落し負傷した。 令和4年11月24日に、七尾労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し、必要な措置を講じていなかったとして、上記有資格者に対し是正勧告書を交付した。 上記事実は、「七尾市入札参加者の指名停止に関する要綱」別表第1第8号（工事等関係者事故）に該当すると認められるため、指名停止とする。